

令和2年度 奨学生申込みのしおり



公益財団法人 **大阪府育英会**
採用貸付課

〒534-0026 大阪市都島区綱島町6番20号
大阪私学会館2階

ホームページ (URL) <https://www.fu-ikuei.or.jp>

TEL 06-6357-6272 FAX 06-6358-3053

業務時間 平日 9:00～17:30

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。

大阪府育英会

検索



(注) すでに奨学資金の貸付を受けている方は申込みの必要はありません。

1 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子の奨学金です。

2 申込資格

- (1) 学校教育法による高等学校専攻科に在学する生徒であること。
- (2) **保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること**
 保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。
 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。
 * 在留資格：永住者、法定特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
 なお、定住者については、将来日本に永住する意思のない方は申込資格がありません。
- (3) 令和元年度(平成31年度)の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が次のとおりであること

・国公立	418,500円未満	(年収めやす(※)	800万円未満)
・私立	578,500円未満	(年収めやす(※)	1,000万円未満)

※ 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。

3 貸付額と貸付時期

■ 奨学資金貸付額(年額)

- (1) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円未満(年収めやす**800万円未満**)の場合(国公立学校・私立学校とも) **90万円+10万円=100万円**
「授業料実質負担額(※) + その他教育費10万円」の範囲内で希望する額 (1万円単位)
 (授業料実質負担額(※)が無償となる場合、貸付限度額は10万円です。)

- (2) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上、578,500円未満(年収めやす**800万円以上1,000万円未満**)の場合(私立学校のみ)
「授業料実質負担額(※)」の範囲内で希望する額 (1万円単位)。但し**24万円を上限とします**。
 (授業料実質負担額(※)が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。)

(※2) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から高等学校等修学支援による減免(『奨学生申込書』の裏面 **C**参照)や学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

■ 貸付時期

高校等在学中、表のとおり貸付します。貸付は、金融機関への振込みにより行います。

貸付回	第1回	第2回	第3回
貸付日	8月25日	10月11日	1月30日

※・貸付額によつては、第2回、第3回の貸付がありません。

(1回あたりの貸付上限額は、国公立:10万円、私立:20万円となります。但し、貸付年額が、私立で60万円を超える場合は、按分した額を3回に分けて貸付します。)

- ・貸付期間は、在学する学校の正規の最短修業期間です。
- ・2年目からの第1回の貸付日は、5月30日となります。
- ・貸付日が金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。

4 申込手続き

6種類

提出書類	① 奨学生申込書 ② 保護者の収入に関する証明書(申込書C票を参照して提出してください。) ③ 生徒本人及び保護者の住民票 ※別紙【重要】【住民票提出における注意事項】を熟読いただいて申込書に添付してください。 注意事項に記載してある内容が守られていない場合は、受付できません。 ④ 生徒本人名義の通帳のコピー(申込書B票と別紙の見本を参照して提出してください。) ⑤ 奨学資金借用証書 ※各自自署し、各自の印で捺印してください。 借用人(生徒本人)と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。 事情があり代筆される場合は、事情書の提出が必要です。 ⑥ 連帯保証人(保護者)の印鑑登録証明書(原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限りま。) ※申込書記載の住所と印鑑登録証明書記載の住所とが異なる場合は、事情書の提出が必要です。
	提出期限 提出先
学校が指定する期日(期限厳守) 【学校提出期限: 6月12日(金) 】	在学する学校 事務室 提出ボックス

5 採否決定の通知

- (1) 採否決定の通知は、8月上旬に学校長を通じ申込者(生徒本人)に通知します。
- (2) 採用通知書を受けた方は、育英会所定の奨学生原票(採用通知時に交付)に必要な事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

6 奨学資金の貸付

- (1) 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
- (2) 休学、留年、退学、転学、連帯保証人の変更又は届出事項等に変更があったときは、学校を通じて育英会に届け出てください。これらの異動の届出を怠ったときは、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。
- (3) 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。

- (4) 毎年度、保護者の所得状況を確認し当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。また、超過貸付が生じた場合は返還していただきます。
- (5) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用した事が判明した場合は、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。

7 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた方について、奨学資金の貸付が終了したとき又は奨学資金の貸付が廃止されたときは、今までに貸付を受けた金額及び時期を学校長を経て奨学生に通知します。

なお、通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経て大阪府育英会に提出していただきます。

8 奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。返還金は後輩のための奨学金になりますので、定められた返還方法で確実に返還してください。

- (1) 奨学金の返還は、卒業後(貸付終了後)から、定められた金額を借用人(生徒本人)の預貯金口座から振替で返還していただきます。
 ※退学等卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。
- (2) 返還方法は、月賦(振替日は毎月27日)が原則です。
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡が滞り、滞り続いた場合は、滞り続いた期間に対して滞り期間に応じ、年率8.9%の延滞金が課せられます。返還できる資金が不足している場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。
- (4) 返還総額(貸付総額)に対する返還年額は、下の表のとおりです。返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額(貸付総額)	返還月額	返還年額
1,440,000円以下	8,000円	96,000円
1,440,000円超～1,620,000円以下	9,000円	108,000円
1,620,000円超～1,800,000円以下	10,000円	120,000円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円(年額12,000円)が加算されます。		

9 個人情報の利用目的等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

- (1) 奨学資金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
- (4) 修学支援等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学資金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。

—令和2年度 大阪府育英会奨学生申込書—

公益財団法人大阪府育英会 理事長 様

公益財団法人大阪府育英会の「奨学生申込みのしおり」の記載内容に同意のうえ、
令和2年度大阪府育英会奨学生に申込みます。

この申込書は、必ず「黒のボールペン」で各自が自筆で記入してください。 記入年月日 年 月 日

生徒本人記入欄		現在の学年を記入してください。	
在学学校名 立 学校 科(コース)			
申込者(生徒本人)氏名(カタカナで左づめで記入してください。) *姓と名は1マスあけ、濁点・半濁点は1マス使用してください。			
31			
申込者(生徒本人)氏名(借用人)	フリガナ	生年月日 * (昭和・平成・西暦)	性別
		年 月 日	男・女
住所	〒 -	自宅電話()	-
		携帯電話()	-

※連帯保証人は保護者(父母等)とします。保護者以外の場合は、特別な事情等を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

連帯保証人記入欄		生徒との関係	
連帯保証人氏名	フリガナ	生年月日 * (昭和・平成・西暦)	月
住所	〒 -	自宅電話()	-
		携帯電話()	-

※申込者(生徒本人)が未成年者の場合は、下記の親権者欄に記入してください。

親権者記入欄		母(父)子世帯の場合は、「1」を記入してください。 → 33	
親権者氏名 — 生徒の父 —	フリガナ	生年月日 * (昭和・平成・西暦)	年 月 日
住所	〒 -	自宅電話()	-
		携帯電話()	-
親権者氏名 — 生徒の母 —	フリガナ	生年月日 * (昭和・平成・西暦)	年 月 日
住所	〒 -	自宅電話()	-
		携帯電話()	-

※親権者がいない場合は、後見人が自署してください。

後見人記入欄		後見人氏名 生徒本人との続柄()	
住所 (大阪府民に限る)	〒 -	生年月日 * (昭和・平成・西暦)	年 月 日
		自宅電話()	-
		携帯電話()	-

学校使用欄

① 学校の年間授業料のみを記入してください。減額又は免除を受ける者(特待生)は、特待生にチェック「✓」をし、減じた額を記入してください。

特待生

② 貸付限度額(年額)の範囲内で希望する借入金額(年額)を記入してください。(限度額未満を希望の方は、1万円単位で記入してください。)

*『申込のしおり』、『申込書』裏面 **C** を参照して記入してください。

入学年、卒業見込年、修業年限を記入してください。

48	49	52	53	54	55	58	59	60	61	62	63
1	2	0	0	4	2	0	0	3			
西暦年				西暦年				修業年限			

—奨学金振込口座届— (太枠欄に正確に記入してください。誤りがあれば振込みが遅れる場合があります。)

【金融機関の振込口座記入にあたっての注意】

注) 1 申込者名義(生徒本人)で、ゆうちょ銀行(通常貯金)又は下記の5銀行(普通預金)のいずれかの口座を正確に記入し、通帳コピーを **C** に貼付してください。

2 ゆうちょ銀行の場合は①～③に、下記の5銀行の場合は、①と④～⑦に所定事項を必ず記入してください。

① 預貯金口座名義人(生徒本人)

②通帳記号	③通常貯金の通帳番号

銀行 口座記入欄(生徒本人口座)

下記の5銀行の本・支店(出張所)に限ります。

銀行名	銀行番号	銀行名	銀行番号
三菱UFJ銀行	0005	関西みらい銀行	0159
三井住友銀行	0009	池田泉州銀行	0161
りそな銀行	0010		

④銀行名及び本・支店名	
銀行	本・支店

⑤銀行番号	⑥店番号

⑦普通預金の口座番号	

必ずどちらかを記入

(保護者が記入してください。)アンケートにご協力ください。該当する番号の□にチェック「レ」をしてください。

問1 大阪府育英会の奨学生制度を知っていましたか。

①高等学校等入学前から知っていた ②高等学校等入学後知った ③今回知った

← アンケートにご協力ください

問2 どのようにして知りましたか(複数回答可)

①学校の進路相談や説明会 ②今回の奨学生募集 ③友人・知人 ④市町村の相談窓口

⑤大阪府・市町村の広報紙 ⑥インターネット(ホームページ) ⑦その他() ご協力ありがとうございました。

注)この欄は、記入しないでください。

64	65	69	70	71	72	73	78	79	84	85	86	87	
予在	学 校 番 号	枝 番	学 科	所割(1)				所割(2)		生 非	高 専	課 程	
2											2		
88	91	92	93	98	99	104	105	123	106	107	108	109	124
希望額		千円	特待	所割(3)		所割(4)		国 外	海 外	16歳未満	16歳-18歳	D	

記入例をよく読んで記入

※！注意！通帳を確認してください※
★申込者(生徒本人)のものでしょうか？
→ 保護者名義の口座などは使用できません。
★通常貯金、普通預金、総合口座のいずれかですか？
→ 普通貯金・積立口座には送金できません。
★口座は、最近も使用していますか？
→ 2年以上使用していない場合は休眠口座となり、使用できない可能性があります。

A

注)別紙「記入上の注意事項について」(両面刷り)を必ず読んでから記入してください。

(受付番号)

1	2	6
1		

令和2年度 大阪府育英会奨学生申込書

公益財団法人大阪府育英会 理事長様

記入はすべて本人(代筆×)

公益財団法人大阪府育英会の「奨学」申込みの申し込みの記載内容に同意の上、令和2年度大阪府育英会奨学生に申込みます。

この申込書は、必ず「黒のボールペン」で各自が自筆で記入してください。 記入年月日 年 月 日

生徒本人記入欄		現在の学年を記入してください。
在学学校名	立 ○○北高等 学校 普通 科(コース)	↓
申込者(生徒本人)氏名(カタカナで左づめで記入してください。)*姓と名は1マスあけ、濁点・半濁点は1マス使用してください。		1
シ ヨ ウ カ ム ク ノ ソ ミ		
申込者(生徒本人)氏名(借用)	フリガナ ヨウカク ノソミ	生年月日 * (昭和・平成・西暦) 性別
奨学 希望	年 8 月 27 日	男 (女)
住所	〒534-0026 大阪府大阪市都島区○○町6-20	携帯電話(×××)××××-××××

ここをよく読んでから記入!!

※連帯保証人は保護者(父母等)とします。保護者以外の場合は、特別な事情等を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

連帯保証人記入欄	フリガナ ヨウカク タロウ	生徒との関係	生年月日 * (昭和・平成・西暦) 性別
連帯保証人氏名	奨学 太郎	父	45年 4月 10日 男 (女)
住所	〒534-0026 大阪府大阪市都島区○○町6-20	自宅電話(××)××××-××××	携帯電話(×××)××××-××××

※申込者(生徒本人)が未成年者の場合は、下記の親権者欄に記入してください。

親権者記入欄	母(父)子世帯の方の場合は、「1」を記入してください。 ⇐ 33		
親権者氏名 — 生徒の父 —	フリガナ ヨウカク タロウ	生年月日 * (昭和・平成・西暦)	
奨学 太郎		45年 4月 10日	
住所	〒534-0026 大阪府大阪市都島区○○町6-20	自宅電話(××)××××-××××	携帯電話(×××)××××-××××
親権者氏名 — 生徒の母 —	フリガナ ヨウカク ハナコ	生年月日 * (昭和・平成・西暦)	
奨学 花子		46年 1月 1日	
住所	〒534-0026 大阪府大阪市都島区○○町6-20	自宅電話(××)××××-××××	携帯電話(×××)××××-××××

※親権者がいない場合は、後見人が自署してください。

後見人記入欄	フリガナ	生年月日 * (昭和・平成・西暦) 性別
後見人氏名 生徒本人との続柄	必ず記入してください。	年 月 日 男・女
住所 (大阪府民に限る)	〒 -	自宅電話() -
		携帯電話() -

学校使用欄	
-------	--

記入例

★ 記入上の注意事項について ★

「注意事項」をよく読んで必ず黒のボールペンを使用し、正確に各自がそれぞれ自筆で記入してください。

この申込書を記入する日付を書いてください。

生徒本人記入欄

必ず生徒本人が記入してください。

*** 消せるペンは、使用できません。***

在学学校名等を記入してください。

申込者(生徒本人)氏名は、カタカナで、左づめで記入してください。

姓と名の間は1マスあけて記入してください。

例) 奨学 希望 ↓ あける

シ	ヨ	ウ	カ	ム	ク	ノ	ソ	ミ
---	---	---	---	---	---	---	---	---

濁点、半濁点は1マス使用する

生徒本人氏名(漢字)、フリガナ、生年月日、性別、住所、電話番号を正確に記入してください。

連帯保証人記入欄

連帯保証人氏名(漢字)、フリガナ、生年月日、住所、生徒との関係、自宅電話番号、携帯電話番号をもれなく記入してください。

※注意※

連帯保証人は、保護者(父母等)としてください。

保護者以外の場合は、特別な事情(破産など)を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

親権者記入欄

未成年者の申込みには親権者の同意が必要です。生徒の父、生徒の母がそれぞれ記入してください。

親権者と連帯保証人が同一人であっても省略せず、必ずそれぞれ記入してください。

後見人記入欄

後見人(父母に代わって親権を行う者)に指定されている方が、記入してください。

※ 記入した内容の訂正については2本線で抹消し、余白に書き直してください。(訂正印は不要です。)

(例) ~~大阪市中央区谷町2-20~~
大阪市都島区網島町6-20

※ 裏面に「B面」の記入上の注意事項がありますので、そちらも必ず確認してください。

B 【高等学校等専攻科用】

① 学校の年間授業料のみを記入してください。減額又は免除を受ける者(特待生)は、特待生にチェック「」をし、減じた額を記入してください。

特待生

② 貸付限度額(年額)の範囲内で希望する借入金額(年額)を記入してください。(限度額未満を希望の方は、1万円単位で記入してください。)

*『申込のしおり』、『申込書』裏面 **C** を参照して記入してください。

5年生は、入学年・卒業見込年・修業年限を記入してください。

48	49	52	53	54	55	58	59	60	61	62	63			
入学年				卒業見込年				年 月 日						
2	0	2	0	0	4	2	0	2	2	0	3	2	0	0
西暦年				西暦年				修業年限						

受付番号

1	2	6
9	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0

34

百	十	万	千	百	十	円
4	0	0	0	0	0	0

41

百	十	万	千	百	十	円
5	0	0	0	0	0	0

1000000

記入例

★ 記入上の注意事項について ★

① 学校の年間授業料(諸経費等は含みません)を記入してください。ただし、特待生の方で授業料の減額又は免除を受ける者については、「 特待生」へ を記入し、減じた額を記入してください。

② もし、貸付限度額未満を希望する場合、1万円単位で記入してください。

③ 現在の学年に応じた、入学年月・卒業見込年月・修業年限を記入してください。
※ 専攻科に進んだ年度を1年目としてください。

一 奨学金振込口座届 (太枠欄に正確に記入してください。誤記があれば振込みが遅れる場合があります。)

【金融機関の振込口座記入にあたっての注意】

注) 1 申込者名義(生徒本人)で、ゆうちょ銀行(通帳記号)・下記の5銀行(銀行番号)のいずれかの口座を正確に記入し、通帳コピーを **C** に貼付してください。
2 ゆうちょ銀行の場合は①～③に、下記の5銀行の場合は、①と④～⑦に所定事項を必ず記入してください。

生徒本人名義

① 預貯金口座名義人(生徒本人)

フリガナ	シウガク ノソミ
氏名(漢字)	奨学 希望

※ ! 注意 ! 通帳を確認してください ※
★口座名義は、申込者(生徒本人)のものですか?
→ 保護者名義の口座などは使用できません。
★口座は、通常貯金、普通預金、総合口座のいずれかですか?
→ 貯蓄口座・積立口座には送金できません。
★口座は、最近も使用していますか?
→ 銀行によっては、2年以上使用していない場合は休眠口座となり、使用できない可能性があります。

ゆうちょ銀行 口座記入欄(生徒本人口座)
※ゆうちょ銀行の口座の場合は、送金機能が付いている口座に限ります。
(表紙を開いた中ほどの「郵便振替口座開設」に○印がある通帳)

②通帳記号	③通常貯金の通帳番号

銀行 口座記入欄(生徒本人口座)
下記の5銀行の本・支店(出張所)に限ります。

銀行名	銀行番号	銀行名	銀行番号	④銀行名及び本・支店名
三菱UFJ銀行	0005	関西みらい銀行	0159	銀行 本・支店
三井住友銀行	0009	池田泉州銀行	0161	
りそな銀行	0010			

⑤銀行番号	⑥店番号	⑦普通預金の口座番号

必ずどちらかを記入

(保護者が記入してください。)アンケートにご協力ください。該当する番号の□にチェック「レ」をしてください。

問1 大阪府育英会の奨学生制度を知っていましたか。
 ①高等学校等入学前から知っていた ②高等学校等入学後知った ③今回知った

問2 どのようにして知りましたか(複数回答可)

①学校の進路相談や説明会 ②今回の奨学生募集 ③友人・知人 ④市町村の相談窓口
 ⑤大阪府・市町村の広報紙 ⑥インターネット(ホームページ) ⑦その他() ご協力ありがとうございました。

注)この欄は、記入しないでください。

64	65	69	70	71	72	73	78	79	84	85	86	87		
予在	学 校 番 号	枝 番	学 科	所割(1)				所割(2)				生 非	高 専	課 程
2											2			

88	91	92	93	98	99	104	105	123	106	107	108	109	124
希望額	千 円	特 待	所 割 (3)	所 割 (4)	国 外	海 外	16 歳 未 満	16 歳 - 18 歳					D

◆ 奨学金振込口座届における注意事項 ◆

- ☆ 必ず生徒本人名義の口座で届出を行ってください。
- ☆ ゆうちょ銀行以外の口座での届出はできません。
- ☆ ゆうちょ銀行(次の5銀行)のいずれかを選択してください。これら以外は取扱いできません。
【ゆうちょ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・関西みらい銀行・池田泉州銀行】
- ☆ 必ず通帳表紙の次のページのコピーを「申込書C面」にのり付けしてください。
- ☆ 口座は、通常貯金・普通預金・総合口座である必要があります。
貯蓄口座・積立口座には送金できません。
- ☆ 口座は、銀行によっては、2年以上使用していないと凍結されて、使用できない場合があります。
最近になって使用している口座で届出を行ってください。

< 口座の記入方法 >

○ゆうちょ銀行の場合

② 通帳記号	③ 通常貯金の通帳番号
1 4 1 2 3	0 0 1 2 3 4 5 1

○ゆうちょ銀行以外(5銀行)の場合

④ 銀行名、本・支店名			
三菱UFJ 銀行		都 島 本・支店	
⑤ 銀行番号	⑥ 店番号	⑦ 普通預金の口座番号	
0 0 0 5	0 0 1	0 1 2 3 4 5 6	

左の表より確認して記入してください。 取扱銀行の合併や名称変更等により、番号変更があった場合は、最新の店番号を記入ください。

※B面の記入後は・・・※

申込書「C面」に必要書類をのり付けしてください。
必要な書類は、C面を参照してください。

ここに3枚貼る

C 次の1

1. **収入に関する証明書(コピー可)**
2. **申込者(生徒本人)及び保護者の住民票**
(原本で、当窓に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの)
※別紙の「住民票提出における注意事項」を必ず読んでください。
3. **指定銀行の通帳コピー(表紙の裏面)(生徒本人名義)**

証明書等の上部を上にして、表向きに貼ってください。
(2枚以上の場合は、重ねてのり付けしてください。)

1 収入に関する証明書について

保護者の職業形態	申込に必要な書類
1 給与収入の方 (サラリーマンなど)	以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ■『令和元年度(平成31年度)市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)』 (* 勤務先から交付されたものです) ■『令和元年度(平成31年度)市(町村)民税・府民税課税証明書』 ※ 市区町村により証明書の名称が異なります (* 市区町村の窓口で交付してください)
2 給与収入以外の方 (自営業者など)	以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ■『令和元年度(平成31年度)市(町村)民税・府民税課税証明書』 ※ 市区町村により証明書の名称が異なります (* 市区町村の窓口で交付してください)
3 生活保護世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> ■『生活保護受給(適用)証明書』(提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの)

生活保護世帯以外でよくわからない人は令和元年度の課税証明書

生活保護世帯の人は生活保護受給証明書

※注意※

1. 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。
2. 保護者全員の証明書を提出してください。
(ただし、上記1・2において扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に『数字』や『記号』が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。)
3. 上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書を提出してください。

※ 下記事情に該当する場合は、左記証明書に加えて、以下の書類が必要です。

事情内容	必要書類等
<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭の場合 左記1、2の証明において、本大該当区分の寡婦・特定の寡婦・寡夫欄に*印・★印等が記載されていない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 『ひとり親家庭医療証』のコピー 上記のコピーが提出できないときは、その事実が確認できる書類 (続柄を表示した世帯全員の住民票等)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成30年中の給与支払証明書(当会所定の様式)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 解雇等による失職・転職、その他著しい収入減が見込まれる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申込時から1年以内に交付された『雇用保険受給資格者証』又は『離職票(証明書)』のコピー ■ 退職日までの源泉徴収票や今年度の確定申告書 ■ 今年度の収入証明書等

《高等学校等修学支援の概要》 ~ 令和2年4月からスタート ~

- (1) 支援内容 高校等専攻科の生徒への修学支援の創設
- (2) 支援対象となる学生 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
- (3) 所得に関する要件 (保護者等の道府県民税所得割額) + (保護者等の市町村民税所得割額)の合算が85,500円未満

<補助対象上限額>

	上記算出額	年収めやす	公立	私立
住民税非課税世帯	0円	270万円未満	118,800円	427,200円
それに準ずる世帯	85,500円未満	380万円未満	59,400円	213,600円

授業料に係る支援

年収めやす

このページは 今回の申請では 無視してよい

※詳細につ

ページもご参照ください。

による授業料の

場合があります。

《注意》
非課税世帯減免を受ける、減免を受ける、また、貸付額を減額する場合があります。下の事例をご参照ください。

【事例1】・私立 授業料:400,000円 の場合

※貸付額は、100円単位を切り上げ

<当初貸付>		<全額減免>		<1/2減免>	
授業料	400,000円	0円		200,000円	
その他教育費	100,000円	100,000円		100,000円	
貸付額	500,000円	100,000円		300,000円	
<貸付日 貸付額>		<貸付額 超過貸付>		<貸付額>	
2年 8月25日	200,000円	200,000円	100,000円	200,000円	
2年 10月12日	200,000円	0円	0円	100,000円	
3年 2月 1日	100,000円	0円	0円	0円	
合計	500,000円	200,000円	100,000円	300,000円	

【事例2】・私立 授業料:900,000円 の場合

※貸付額は、100円単位を切り上げ

<当初貸付>		<上限:427,200円免除>		<上限の1/2:213,600円減免>	
授業料	900,000円	472,800円		686,400円	
その他教育費	100,000円	100,000円		100,000円	
貸付額	1,000,000円	573,000円		787,000円	
<貸付日 貸付額>		<貸付額>		<貸付額>	
2年 8月25日	334,000円	334,000円		334,000円	
2年 10月12日	334,000円	200,000円		227,000円	
3年 2月 1日	332,000円	39,000円		226,000円	
合計	1,000,000円	573,000円		787,000円	

※各回の貸付額は、単数処理や按分処理の結果、変更となる場合があります。

重要

2 【 住民票提出における注意事項 】

大阪市の見本

1. 住民票の提出

「申込者（生徒本人）及び保護者の住民票」を提出してください。（申込書C票へ貼付）

◎ 申込者（生徒本人）及び保護者全員分の提出が必要になります。

保護者が父母の場合は、両方の提出が必要です。

（世帯全員の住民票でなくても結構です。ただし、ひとり親の証明書類として提出する場合は、世帯全員の住民票（続柄表示）を提出してください。）

◎ 原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

コピーや古いものは使用できません。右図（注1）

◎ 個人番号（いわゆる『マイナンバー』）が表示されている場合は受付できません。

ご注意ください。右図（注2）

【特に注意いただきたいこと】 右図（注3）

「複数枚綴り」の住民票は綴りを解かず、必ず「全て」提出してください。

綴りを解いたもの（バラバラにしたものや一部の書類を抜いたもの）は、受付しません。

申込者（生徒本人）と保護者以外の同居人（兄弟等）の分を抜かないようご注意ください。

2. 保護者が外国籍の方

(1) 保護者が外国籍の場合は、次の表のとおり申込資格に制限があります。

申込資格	在留資格(注)
あり	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(※)
なし	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計事務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動

(注) 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」によるものです。

(2) 在留資格確認のため、住民票の『在留資格』の表示が必要です。右図（注4）

(3) 定住者(※)については、永住者もしくは永住者の配偶者等に準すると当会が認められたものに限り、（当会所定の上申書の提出が必要です。）

住民票

大阪市〇〇区

住所 都島区網島町6番20号

世帯主 奨学 太郎

(注2) 個人番号（マイナンバー）が表示されている場合は、受付できません。

氏名	奨学 太郎
生年月日	昭和47年4月10日
性別	男
続柄	世帯主
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日
本籍	記載省略
筆頭者	記載省略
前住所	平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
備考	平成〇年〇月〇日 届出

1

氏名 SHOGAKU HANAKO ELIZABETH 奨学 花子 エリザベス

通称 奨学 花子

生年月日 1974年1月1日

性別 女

続柄 妻

住所を定めた年月日 平成〇年〇月〇日

本籍 記載省略

筆頭者 記載省略

前住所 平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入

備考 平成〇年〇月〇日 届出

2

氏名 奨学 希望

生年月日 平成16年8月17日

性別 女

続柄 子

住所を定めた年月日 平成〇年〇月〇日

本籍 記載省略

筆頭者 記載省略

前住所 平成〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入

備考 平成〇年〇月〇日 届出

3

氏名 *** 以下余白 ***

生年月日

性別

住所を定めた年月日

本籍

筆頭者

前住所

備考

4

(注3) この表記で「1/2」「2枚中、うち1枚」のように複数枚ある場合は、必ず漏れなく提出してください。

20200400-〇〇区-ABCD1111-0123 (1/1)

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。
令和2年4月〇〇日

大阪市〇〇区長 大阪 太郎

電子公印

(注1) 原本（コピー不可）
当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの

(注4) 保護者が外国籍の方は、表示が必要です。

3

振込口座（生徒本人名義）通帳コピー箇所について

■ ゆうちょ銀行の場合（通常貯金）

記号	番号
12340	123451
おなまえ	
ショウガク ノゾミ 様	
株式会社ゆうちょ銀行	
利用欄	振替口座開設(送金機能) 通常貯金ご利用の上限額 10,000,000円 確認
	キャッシュサービス 人カード デビットサービス
銀行使用欄	

① 振替口座開設(送金機能) 通常貯金ご利用の上限額 10,000,000円 確認

② 10,000,000円

左記のページのコピーを提出してください。

※ 送金機能がないと、振込できません。
＜確認方法＞

- ① 振替口座開設に○印がある
- ② ○印はないが、上限額に金額の印字がある

* どちらもない場合は、ゆうちょ銀行へお問い合わせください。

■ その他の銀行の場合（普通預金）

（三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行）

名義人氏名、口座番号、支店番号、支店名が記載されているページ（通帳表紙の次のページ）のコピーを提出してください。

※

通帳のコピー等は、**C**面にのり付けしてください。
このページには、のり付しないでください。

奨学資金借用証書

記入日： 年 月 日

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。
 ついては、裏面に記載の貴会奨学金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。
 万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
 また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶことに同意いたします。
なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

※奨学資金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。

(大阪府育英会奨学金貸付返還規程第11条第1項)

※育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知する。

(大阪府育英会奨学金貸付返還規程第14条第1項)

※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。

(大阪府育英会奨学金貸付返還規程第13条第1項及び同施行細則第9条及び第10条)

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2020年4月～20 年 月	年 か月		

借入金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

← 借入金額の記入ミス・訂正は不可。
新しい借用証書に書き直しをしてください。

(注) この借用証書は、各自自署し、各自の印で捺印してください。
 記入については、別紙「記入についての注意事項」を読んでから、記入してください。
 連帯保証人の方は、印鑑登録証明書の原本を右面に貼付してください。

印鑑登録証明書をここにのり付けしてください。

◎留意事項

- 必ず各自で記入してください。
注) 同一筆跡と見受けられる場合は、書き直しを依頼することがあります。
- 連帯保証人の印は、実印を鮮明に捺印してください。

◎添付書類

連帯保証人の印鑑登録証書 (原本・提出日から3か月以内に発行されたもの)

記入例をよく読んで記入

借用人 (奨学生本人)	氏名	(フリガナ)	Ⓜ	男・女	生年月日	昭和 平成 西暦	年 月 日 日生
	住所	(フリガナ)	連	絡	(携帯)	-	-
	在学学校名	(学校名)	学校	屋間 夜間 通信	科(コース)		
	外国人の方は、本名を記入してください。	(フリガナ)					
連帯保証人	氏名	(フリガナ)	実印	男・女	生年月日	昭和 平成 西暦	年 月 日 日生
	住所	(フリガナ)	借用人との関係	(自宅)	連	-	-
	勤務先	勤務先名		絡	(携帯)	-	-
	住所	住所		電話	-	-	
親権者 同意欄 借用人(奨学生本人)が未成年者の場合必ず記入してください。	父(後見人)続柄	氏名	(フリガナ)	Ⓜ	生年月日	昭和 平成 西暦	年 月 日 日生
	住所	住所		電話	(自宅・携帯)	-	-
	母	氏名	(フリガナ)	Ⓜ	生年月日	昭和 平成 西暦	年 月 日 日生
	住所	住所		電話	(自宅・携帯)	-	-

借用人及び連帯保証人の誓約及び同意のもと、公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程等に基づいて奨学資金を貸与します。

大阪市都島区網島町6番20号
 公益財団法人 大阪府育英会
 理事長 井上 博司

「奨学資金借用証書」記入についての注意事項及び記入例

- 黒のペン又はボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用できません。
- この書類の記入は「必ず」各自が自署し、各自のハンコを捺印してください。
- 奨学資金借用証書の記入事項を訂正する場合定規で2本線を引き、その上部に書き直し、2本線の上には借用証書に使用したハンコを押させてください。

(例) 大阪市都島区網島町6番20号

~~大阪市中央区〇〇町〇番〇号~~

記入は「必ず」各自が自署し、各自のハンコを押してください。
(事情があり代筆される場合は、事情書の添付が必要です。)

《借用人欄》
・生徒本人が自署・捺印してください。
・生徒本人が返還の責任を負います。

《連帯保証人欄》
・連帯保証人本人が自署・捺印してください。
・必ず実印(印鑑登録証明書と同じ印鑑)を捺印してください。

《親権者同意欄》
・生徒の親権者である父・母が、各自自署・捺印してください。
・母子世帯の場合は父の欄に、父子世帯の場合は母の欄に、斜線を引いて下さい。
・後見人が親権を行う場合は、後見人の字句を○で囲み、続柄を記入してください。

奨学資金借用証書

記入日: 2020年 6月 ××日

私は、貴会より下記金額を借用します。
ついては、右記及び裏面に記載の貴会奨学資金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。
万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

※奨学資金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。
(大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第11条第1項)
※育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知する。
(大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第14条第1項)
※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。
(大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第15条第1項)

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2020年4月～20	22年 3月 2年 0月	500,000	1,000,000

借用金額 1 0 0 0 0 0 0

← 借用金額の記入ミス・訂正は不可。再発行を育英会に申し出てください。

記入については、別紙「記入についての注意事項」を讀んでから、記入してください。
連帯保証人の方は、印鑑登録証明書の原本を右面に貼付してください。

記入した日
日付を記入してください

印鑑登録証明書をここにの

連帯保証人の印鑑登録証明書(原本)を貼ってください。
※ 学校へ提出する3ヶ月以内に発行されたもの。

《借用機関等》
・借入期間：卒業予定までの期間
・借入年数：卒業までの最短修業年限
・希望金額(年額)：申込書B面の②に記入した金額
・借入額計：借用金額と同額

★ 借用金額の記入について ★

借用金額 = 借入額計

申込書B面に記入した『希望する借入金額(年額)』に最短修業年数を乗じた金額(最終的な借用予定金額)を記入してください。

【実例】

- 1年生の場合(最短、2年で卒業)
・希望する借入金額(年額)が10万円の場合
↓
・借用金額は、10万×2年で20万円と記入
- 2年生の場合(最短、1年で卒業)
・希望する借入金額(年額)が10万円の場合
↓
・借用金額は、10万×最短1年で10万円と記入

借用人(奨学生本人)	氏名	奨学 希望	性別	男	生年月日	昭和 平成 西暦 13年 8月 27日生	
	住所	〒534-0026 大阪市都島区〇〇町6-20		連絡先	(自宅)	06-6357-〇〇△△	
	進学先学校名	大阪府育英会		(携帯)	080-1234-△△△△		
連帯保証人	氏名	奨学 太郎	性別	男	生年月日	昭和 平成 西暦 45年 4月 10日生	
	住所	〒534-0026 大阪市都島区〇〇町6-20		連絡先	(自宅)	06-6357-〇〇△△	
	勤務先	勤務先名	株式会社 〇〇〇〇	電話	080-6376-△△△△		
親権者同意欄	父(後見人)続柄	氏名	奨学 太郎	性別	男	生年月日	昭和 平成 西暦 45年 4月 10日生
	母	住所	〒534-0026 大阪市都島区〇〇町6-20		電話	(自宅(携帯))	080-6376-△△△△
		氏名	奨学 花子	性別	女	生年月日	昭和 平成 西暦 46年 1月 1日生
		住所	〒534-0026 大阪市都島区〇〇町6-20		電話	(自宅(携帯))	080-5678-△△△△

○公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）が、定款第3条に規定する目的を達成するため貸し付ける学費（以下「奨学金」という。）の貸付及び返還について、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 育英会から奨学金の貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等学校、高等専門学校又は専修学校高等課程（これに準ずる各種学校は、大阪府内に設置されているものに限る。（以下「高校等」という。）に進学を希望する者又は、高校等に在学する者で向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な者
- (2) 奨学生の親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が、原則として大阪府内に住所を有する者
- 2 前項第1号の経済的理由により修学が困難な者の判断基準は、理事長が別に定める。
- (奨学金の区分)
- 第3条 奨学金の区分は、次の各号に掲げたとおりとする。
- (1) 奨学金 高校等在学中の授業料及びその他修学に必要なとなる経費の支弁に充てる学費
- (2) 入学時増額奨学金 高校等への入学に必要な経費の支弁に充てるため高校等入学前に貸し付ける学費（大阪府内の高校生（大阪府内に在住し、他府県の高校に在籍している場合も含む。）による大阪府内の高校間における転学又は大阪府内の高校への転学（以下「高校間転学」という。）に伴う入学を含む。）
- (奨学生の募集)
- 第4条 奨学生の募集は、次の各号のとおり行う。
- (1) 予約募集 中学3年生及び既に中学校を卒業したが高校等に進学していない者を対象とする募集
- (2) 在学募集 高校等に在学している者を対象とする募集
- 2 前項第1号の場合において、入学時増額奨学金の貸付にかかる募集を併せて行うものとする。
- 3 高校間転学による入学の場合の募集については、理事長が別に定める。（連帯保証人）
- 第5条 奨学生は、奨学金の貸付を受けることにより生ずる一切の債務について、連帯保証人一人を付きなければならない。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- 2 前項の連帯保証人の資格要件は、理事長が別に定める。
- 3 連帯保証人に対する履行の請求は、借用人に対しても、その効力を生ずる。
- (申込手続)
- 第6条 予約募集に申し込む者（以下「予約申込者」という。）は、次に掲げる申込書類（以下「予約申込書類」という。）を、在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を経て育英会に提出するものとする。
- (1) 理事長が別に定める奨学生申込書
- (2) 保護者の取込に関する証明書
- (3) 予約申込者及び保護者の住民票
- 2 在学募集に申し込む者（以下「在学申込者」という。）は、次に掲げる申込書類（以下「在学申込書類」という。）を、学校長を経て育英会に提出するものとする。
- (1) 理事長が別に定める奨学生申込書
- (2) 保護者の取込に関する証明書
- (3) 在学申込者及び保護者の住民票
- (4) 奨学金借借証書（以下「借用証書」という。）
- (5) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 3 前二項の申込において、予約申込者又は在学申込者は、奨学生申込書に連帯保証人とともに必要事項を自署しなければならない。
- 4 第2項の申込において、在学申込者は、借用証書に連帯保証人とともに必要事項を自署し、捺印しなければならない。
- 5 予約申込者及び在学申込者若しくは未成年の場合は、保護者が借用証書に自署・捺印して、借入について保護者からの同意を得なければならない。
- 6 学校長は、予約申込書類及び在学申込書類に不備がないことを確認のうえ、理事長が別に定める推薦書（以下「奨学生推薦書」という。）を添付して、育英会に提出するものとする。
- 7 予約申込者のうち、中学校を卒業した者については、第1項の規定にかかわらず予約申込書類を直接育英会に提出するものとする。（貸付予定者の決定）
- 第7条 育英会は、前条により提出された予約申込書類又は в学申込書類及び奨学生推薦書により、予約申込者又は в学申込者若しくは前項1項に規定する奨学生資格を有する者（以下「奨学生資格者」という。）であることを確認する。
- 2 奨学生資格者若しくは奨学金を貸し付ける予定の者（以下「貸付予定者」という。）の定員を超える場合は、公益財団法人大阪府育英会奨学生選考委員会規程第1条に基づき設置した選考委員会の審議を経て、貸付予定者を決定する。ただし、奨学生資格者が貸付予定者の定員を超える場合は、選考委員会の審議を要せず育英会が選考委員会に報告する。
- 3 育英会は、前項の規定に基づき貸付予定者を決定したときは、理事長が別に定める通知書により学校長を経て申込者に通知する。ただし、在学申込者の貸付予定者（以下「在学貸付予定者」という。）には、通知を要しない。
- 4 前項第7項の者については、直接申込者に通知する。（緊急貸付予定者の決定）
- 第8条 保護者の失職、破産、事故、病気若しくは死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変し修学が困難になった者又は転居、転学、保護者の家計の変動等により経済的に修学が困難になった者が、奨学金の借入を希望するときは、その事由が発生した月から12月を超えない期間内に、貸付予定者（以下「緊急貸付予定者」という。）として決定することができる。
- 2 前項の申込手続については第6条第2項から第6項まで、決定手続については前条第1項、第2項及び第3項ただし書の規定を準用する。（予約貸付予定者の貸付手続）
- 第9条 予約申込の貸付予定者（以下「予約貸付予定者」という。）が、高校等進学後に奨学金の貸付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期間内に次に掲げる申込書類を学校長に提出しなければならない。
- (1) 借用証書
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 進学届
- 2 予約貸付予定者が、入学時増額奨学金の貸付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期間内に次に掲げる申込書類を育英会に提出しなければならない。
- (1) 入学時増額奨学金借借証書
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 3 学校長は、第1項に規定する申込書類に不備がないことを確認のうえ、理事長が別に定める確認書（以下「奨学生入学確認書」という。）を添付して、育英会に提出するものとする。
- 4 第1項及び第2項の申込手続については、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。（奨学生の採用決定）
- 第10条 育英会は、前条に定める手続を経て申込書類に不備がないこと等を確認できた予約貸付予定者並びに в学貸付予定者及び緊急貸付予定者を、奨学生として採用決定する。
- 2 育英会が、前項の規定に基づき奨学生として採用決定したときは、理事長が別に定める通知書により学校長を経て申込者に通知する。（奨学金の貸付年額）
- 第11条 奨学金の貸付年額は、在学する高校等の授業料年額に10万円を加えた額を限度とする額（以下「貸付限度額」という。）の範囲内で奨学生の希望する額とする。ただし、在学する高校等の設置者若しくは相当額の給付を受け、若しくは減額若しくは免除を受け、又は国の就業支援金により授業料相当額を給付された場合は、その額（以下「貸付控除額」という。）を減じた額を貸付限度額とする。
- 2 単位あたりの授業料を設定する高校等の授業料年額の算出方法については、理事長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、大阪府主幹部長と協議の上、同項の規定の範囲内において、別途奨学金の年額を定めることができる。
- 4 緊急採用された奨学生の貸付の始期は、育英会が緊急採用を決定した日を含む月とする。ただし、理事長が特に必要と認めたとときは、採用した年度の4月を限度に遡ることができる。

- 5 緊急採用された奨学生の採用年度の奨学金の貸付年額は、第1項の規定に基づき奨学生の希望する額を12で除し、貸付の始期から当該年度末までの月数を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。
- 6 奨学金の貸付期間は、正規の最短修業期間とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、理事長が別に定める。（入学時増額奨学金の貸付額）
- 第12条 入学時増額奨学金の貸付額は、次の各号に掲げる額の範囲内で奨学生の希望する額とする。
- (1) 国・公立高校等に入学する者 50,000円
- (2) 私立高校等に入学する者 250,000円（通信制課程に入学する者は、150,000円）
- (奨学金の貸付時期)
- 第13条 奨学金の貸付時期及び額は、貸付年額に応じ理事長が別に定める。
- 2 奨学金の貸付は、奨学生名義の預貯金口座への振込の方法により行うものとする。
- 3 入学時増額奨学金の貸付は、第9条第2項の規定により奨学生から提出のあった借用証書を審査し不備がないと認められるときは、入学時増額奨学金の全額を理事長が別に定める期間内に奨学生名義の預貯金口座への振込の方法により行うものとする。（貸付額の通知及び変更）
- 第14条 育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知するものとする。
- 2 育英会は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額を貸付する年度の貸付限度額として決定し、学校長を通じて通知するものとする。
- (1) 4月から6月まで 前項の貸付限度額に12分の3を乗じて得た額
- (2) 7月から翌年3月まで 学校長の協力を得て、奨学生の保護者の前々年の所得状況を確認し計算した貸付限度額に12分の9を乗じて得た額
- 3 奨学生は、奨学金の貸付を受けた年度において貸付済額が前項の通知より貸付限度額を上回る場合は、当該差額を返還しなければならない。
- 4 奨学生は、理事長が別に定める書類に連帯保証人と連署し、捺印のうえ、学校長を経て育英会に提出することにより貸付限度額の範囲内で貸付年額を変更することができる。（奨学生原票）
- 第15条 育英会は、奨学生採用の初年度に別に定める奨学生原票を学校長に送付する。
- 2 奨学生及び連帯保証人は、奨学生原票に自署し、学校長に提出しなければならない。
- 3 学校長は奨学生の資格喪失後、奨学生原票を1年間保管しなければならない。（資格確認）
- 第16条 育英会は、学校長の協力を得て、奨学生としての資格を有することを確認するものとする。なお、確認方法については、理事長が別に定める。
- (奨学生の異動届出)
- 第17条 奨学生は、次の各号に該当するときは、理事長が別に定める書類に連帯保証人と連署・捺印し、学校長を経て直ちに届け出なければならない。
- (1) 休学、復学、転学、課程変更(同一の学校の他の課程の相当学年の課程に異動することをいう。以下同じ。)、留学、留年又は退学したとき。
- (2) 奨学金の借り入れを休止するとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 奨学生の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (5) 連帯保証人を変更するとき、又は連帯保証人が提出した印鑑登録証明書若しくは、住所に変更があったとき。（印鑑登録証明書を添付する。）
- 2 学校長は、前項の届出を受けた場合は、これを直ちに育英会に提出しなければならない。
- (転学又は課程変更による奨学金の取扱)
- 第18条 奨学生は、転学又は課程変更し、引き続き奨学金の貸付を受けようとする場合、転学又は課程変更後3月以内に理事長が別に定める書類を提出することにより、継続して奨学金の貸付を受けることができる。
- 2 前項の場合においては、第15条の規定を準用する。（奨学金の貸付の休止）
- 第19条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸付を休止することができる。
- (1) 休学したとき。
- (2) 1月以上の長期にわたって欠席したとき（病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響するおそれなく、学校長が成業の見込みがあると認め、かつ私立高校等の場合は、授業料を納付している場合を除く。）
- (3) 留年又は留学したとき。なお、特別の事情があると理事長が認めるときは、この限りではない。
- (4) 休止の申出があったとき。
- 2 奨学生として適当でない事実が判明したときは、奨学金の貸付を休止することができる。
- 3 奨学金の貸付を休止する期間は、その事実の発生又は判明した日から終了した日確認できた日までとし、この期間中にある振込予定の奨学金の貸付を休止する。（奨学金の貸付の復活）
- 第20条 前条の規定により奨学金の貸付を休止された者が、当該規定に該当しなくなった場合において、理事長が別に定める書類に連帯保証人と連署のうえ捺印し、学校長を経て願ひ出たときは、奨学金の貸付を復活することができる。（奨学金の貸付の廃止）
- 第21条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸付を廃止する。
- (1) 奨学生としての資格を失ったとき。
- (2) その他奨学生として適当でない事実のあったとき。（貸付額の通知）
- 第22条 育英会は、奨学金の貸付を受けた奨学生の奨学金の貸付が終了したとき又は奨学金の貸付が廃止されたときは、貸付した金額及び時期を理事長が別に定める通知書により学校長を経て奨学生に通知する。
- 2 奨学生は、前項に基づく通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経て提出しなければならない。（奨学金の返還）
- 第23条 奨学金は無利息とし、貸付期間が終了した奨学生（以下「借用人」という。）は、貸付期間が終了した日を含む年度の3月31日の翌日から起算して6か月経過後から、別表に定める返還月額を口座振替の方法により毎月返還（以下「月賦返還」という。）しなければならない。ただし、4月1日から5月31日までに退学等若しくは異動届を提出し、貸付が終了した奨学生は、貸付が終了した日を含む年度の4月1日から起算して6か月経過後から、返還しなければならない。
- 2 月賦返還において口座振替の方法により返還しない借用人が、期限の利益の喪失を予告する文書（以下「予告書」という。）を送付された後も口座振替せず3か月連続して口座振替しなかったときは、月賦返還を停止し、育英会が指定する振込用紙により年2回返還する方法（以下「半年賦返還」という。）に変更する。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、半年賦返還への変更を更に1か月猶予することができる。（合意管轄）
- 第24条 借用人が次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を育英会に届け出なければならない。ただし、借用人が届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。
- (1) 氏名、住所、勤務先その他借用証書記載の事項に変更があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更するとき、又はこれらの氏名、住所に変更があったとき。
- 2 前項の事項について届け出るときは、次の証明書を添付するものとする。

- もって期限の利益を喪失させ、直ちに返還未済額の全額を請求することができる。
- 8 第2項又は前項において、借用人が住所変更の届出を怠る、又は育英会から予告書若しくは催告書を受領しない等の借用人の責めに帰すべき事由により、育英会の予告書若しくは催告書が着陸し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとする。
- 9 借用人又は連帯保証人（以下「借用人等」という。）は、奨学金の全部又は一部を繰上げ返還することができる。
- 10 借用人等が奨学金を完済したときは、育英会は借用人等に完済されたことを通知する。（返還の猶予）
- 第24条 借用人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、願ひ出により奨学金の返還を猶予することができる。
- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学するとき。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受け、返還が困難と認められるとき。
- (4) その他、理事長がやむを得ないと認める事由によって返還が困難となったとき。なお、やむを得ない事由は、理事長が別に定める。
- 2 返還猶予の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 前項第2号に該当するとき 同号に定める事由の継続年度中。
- (2) 前項第1号、第3号又は第4号に該当するとき 当該年度内。さらにその事由が継続するときは、1年度ごとの願ひ出により、原則として5年を限度として延長することができる。
- 3 借用人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当し、連帯保証人が第1項の事由に該当した場合又は、奨学金の返還を猶予することができる。
- (1) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により、借用人が債務について免責されたとき。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生計画に基づく当該債務を完済したとき。
- 4 連帯保証人が前項に該当した場合の返還猶予の期間は第2項第2号と同じ扱いとする。
- 5 育英会は奨学金の返還を猶予する期間中ににおいて特に必要と認めたとときは、その事由を証する書類を提出させることができる。
- 6 返還猶予期間中に奨学金の一部を返還した場合は、返還期日が先に到来するものから充当する。（返還の免除）
- 第25条 奨学生又は借用人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、願ひ出により返還未済額の一部又は一部を免除することができる。なお、奨学生又は借用人が願ひ出できないときは、連帯保証人又は保護者から願ひ出ることができる。
- (1) 死亡したとき。
- (2) 身若しくは精神の障がいにより労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受け、将来にわたって返還の見込みがないと認められるとき。
- (3) 傷病又は疾病により就労が困難と認められ引き続き5年以上返還を猶予した場合で、将来にわたって返還の見込みがないと認められるとき。
- (4) 破産法の規定により当会の債務を免責され、かつ、連帯保証人による返還が困難であると認められるとき。
- (5) 民事再生法の規定による再生計画に基づき当会の債務を完済し、かつ、連帯保証人による返還が困難であると認められるとき。
- 2 育英会は、前項第1号の事由に該当することを確認でき、かつ、連帯保証人又は保護者が返還の免除を願ひ出ることが困難であると認められるときは、返還未済額の全部又は一部を免除することができる。
- 3 育英会は、第1項第4号又は第5号の事由に該当することが確認でき、かつ、奨学生若しくは借用人又は連帯保証人から返還の免除を願ひ出ることができないと認められるときは、返還未済額の全部又は一部を免除することができる。（延滞金）
- 第26条 借用人等が奨学金の返還を延滞したときは、延滞金を徴収するものとする。ただし、第23条第6項により返還している期間を除く。
- 2 前項に規定する延滞金の額は、半年賦返還における返還期限から延滞した期間が6月を超えるごとに、当該返還期限に返還すべき額のうち算定基準日において延滞している元本の額に対し、年8.9パーセントを乗じて得た額の2分の1の額とする。ただし、初回半年賦返還額に係る延滞金の額は、返還期限後で最初に到来する算定基準日において延滞している元本の額に対し、4.45パーセントを乗じて得た額とする。
- 3 奨学金の全額が返還されたときの延滞金の確定金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を徴収しないものとする。（延滞金の免除）
- 第27条 借用人等が奨学金の返還を延滞したことにつき、やむを得ない事由があるとき育英会が認めたとときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。（徴収金の優先順位）
- 第28条 借用人等から奨学金の元本のほか延滞金及び督促費用を徴収する必要がある場合において、その者から支払われた額がこれらを合算した額に満たないときは、督促費用、元本、延滞金の順に充当する。（過剰金の取扱い）
- 第29条 返還があった場合において、育英会が受領した額が返還未済額を超えるた、返還が完済となったうえで残余の額（以下「過剰金」という。）が生じたときは、過剰金から返還にかかる手数料を除いた残額を返金する。ただし、返還金の支払を行った者の責めに帰さない事由等による場合は、この限りではない。
- 2 過剰金の額が返金にかかる手数料に満たない金額である場合は、前項の規定にかかわらず、当該過剰金の額を寄附金に振り替えるものとする。（業務の委託）
- 第30条 借用人等が奨学金の返還を延滞したとき、育英会は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成11年政令第14号）に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、管理回収にかかる業務を委託することができる。（返還の強制）
- 第31条 借用人等が、奨学金の返還を著しく延滞したときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手続に関する法令に定める手続を行うものとする。（返還未済額の全部の返還の強制等）
- 第32条 借用人等が、返還未済額の全部の返還（第23条第7項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けてもその全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。
- 2 借用人等が、育英会を指した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴収するものとする。この場合においては、第26条第2項の規定を準用する。（合意管轄）
- 第33条 本規程に基づく奨学金の貸付返還に関して紛争が生じた場合には、育英会の所在地の地方裁判所又は簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。（借用人の異動届出）
- 第34条 借用人が次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を育英会に届け出なければならない。ただし、借用人が届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。
- (1) 氏名、住所、勤務先その他借用証書記載の事項に変更があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更するとき、又はこれらの氏名、住所に変更があったとき。
- 2 前項の事項について届け出るときは、次の証明書を添付するものとする。

届出事項	証明資料
借用人等の氏名、住所の変更	氏名、住所を変更する者の住民票
連帯保証人の変更	変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書

- 3 借用人等から第1項に定める届出がなく、請求通知書等が返戻され返還が延滞したときは、育英会が大阪府を通じて当該市町村へ住民票等の請求をし、住居所確認の調査をすることができる。（実施細目）
- 第35条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。（大阪府主幹部長との協議）
- 第36条 この規程によりが生じた特別な事情が生じた場合、理事長は、大阪府主幹部長と協議の上、必要な事項について別に定めることができる。

別表（第23条関係）

- 入学時増額奨学金のみを借りた場合（返還方法は、月賦返還とする。）

返還月額	返還年額
4,000円	48,000円

- 奨学金のみを借りた場合（返還方法は、月賦返還とする。）

返 還 総 額	返 還 月 額	返 還 年 額
1,440,000円以下	8,000円	96,000円
1,440,000円超え1,620,000円以下	9,000円	108,000円
1,620,000円超え1,800,000円以下	10,000円	120,000円
1,800,000円超え1,980,000円以下	11,000円	132,000円
1,980,000円超え2,160,000円以下	12,000円	144,000円
2,160,000円超え2,340,000円以下	13,000円	156,000円
2,340,000円超え2,520,000円以下	14,000円	168,000円
2,520,000円超え2,700,000円以下	15,000円	180,000円
2,700,000円超え2,880,000円以下	16,000円	192,000円
2,880,000円超え3,060,000円以下	17,000円	204,000円
3,060,000円超え3,240,000円以下	18,000円	216,000円
3,240,000円超え3,420,000円以下	19,000円	228,000円
3,420,000円超え3,600,000円以下	20,000円	240,000円
3,600,000円超えの場合		240,000円に返還総額の3,600,000円超えの部分が180,000円までごとに12,000円を加算した額

- 入学時増額奨学金および奨学金を併用した場合（返還方法は、月賦返還とする。ただし、定期増額型の返還方法は、6月及び12月の増額返還とする。）

返 還 総 額	返還月額	定期増額型	返 還 年 額
1,800,000円以下	10,000円	8,000円 20,000円	120,000円
1,800,000円超え1,980,000円以下	13,000円	11,000円 23,000円	156,000円
1,980,000円超え2,160,000円以下	14,000円	12,000円 24,000円	168,000円
2,160,000円超え2,340,000円以下	15,000円	13,000円 25,000円	180,000円
2,340,000円超え2,520,000円以下	16,000円	14,000円 26,000円	192,000円
2,520,000円超え2,700,000円以下	17,000円	15,000円 27,000円	204,000円
2,700,000円超え2,880,000円以下	18,000円	16,000円 28,000円	216,000円
2,880,000円超え3,060,000円以下	19,000円	17,000円 29,000円	228,000円
3,060,000円超え3,240,000円以下	20,000円	18,000円 30,000円	240,000円
3,240,000円超え3,420,000円以下	21,000円	19,000円 31,000円	252,000円
3,420,000円超え3,600,000円以下	22,000円	20,000円 32,000円	264,000円
3,600,000円超えの場合		264,000円に返還総額の3,600,000円超えの部分が180,000円までごとに12,000円を加算した額	

○公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程施行細則(抜粋)(奨学金の貸付時期)

- 第9条 予約貸付で奨学生として採用決定した者の貸付時期は、5月、10月及び1月とする。
- 2 在学貸付で奨学生として採用決定した者の貸付時期は、7月、10月及び1月とする。
- 3 緊急貸付並びに高校間転学貸付で奨学生として採用決定した者の貸付時期は、採用決定した月の翌月、10月及び1月とする。（奨学金の貸付金額）
- 第10条 奨学金の貸付金額は、貸付年額に応じ次のとおりとする。

学校区分	貸付年額	貸付金額
	100,000円以下	1回目に全額
	200,000円以下	1回目に100,000円 2回目に残額の全部
国公立	201,000～ 300,000円以下	1回目及び2回目にそれぞれ100,000円 3回目に残額の全部
	301,000円以上	貸付年額を3で除し、千円未満を切り上げた金額を1回目及び2回目に貸付 3回目に残額の全部
	200,000円以下	1回目に全額
	400,000円以下	1回目に200,000円 2回目に残額の全部
私立	401,000～ 600,000円以下	1回目及び2回目にそれぞれ200,000円 3回目に残額の全部
	601,000円以上	貸付年額を3で除し、千円未満を切り上げた金額を1回目及び2回目に貸付 3回目に残額の全部

- 2 緊急貸付の奨学生として採用決定された場合、採用年度の奨学金の貸付金額は、理事長が別に定める。

個人情報等の利用目的等

- (1)個人情報の取扱いについては、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2)返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて当該市区町村へ住民票等の請求をし住居所確認調査を行います。

提出前にもう一度チェック

【申込者用チェックリスト

申込み書類の提出前に確認用としてご利用ください。（この用紙は提出不要です。）

	項目	点検事項	チェック欄
1	申込書類全般	黒のボールペンで記入しましたか？ 消せるボールペンを使用していませんか？	<input type="checkbox"/>
2	奨学生申込書 奨学資金借用証書	各自が自筆で記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
		奨学資金借用証書の押印欄には各自のハンコで捺印していますか？	<input type="checkbox"/>
		全ての欄に記入しましたか？ 記入漏れはないですか？ 『記入年月日』も記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
3	奨学生申込書 B 面 (奨学金振込口座届)	口座届欄には、生徒本人名義の口座が記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
		届出銀行は、ゆうちょ銀行または指定する5つの銀行のいずれかですか？	<input type="checkbox"/>
		記号や番号に間違いがありませんか？	<input type="checkbox"/>
4	収入に関する証明書	令和元年度(平成31年度)の『市(町村)民税の所得割の課税標準額』と『税額調整額』が確認できますか？	<input type="checkbox"/>
		保護者全員の証明書をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
		特別な事情がある場合は、必要な書類をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
5	住民票	生徒本人、保護者全員の住民票をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
		3ヶ月以内に発行されたものですか？	<input type="checkbox"/>
		個人番号(マイナンバー)は、非表示ですか？ (※表示されてる住民票では受付できません。)	<input type="checkbox"/>
		複数枚綴りの場合は、すべてをのり付けしていますか？ (「複数枚綴り」の住民票は綴りを解かないでください)	<input type="checkbox"/>
6	通帳コピー	口座名義は、生徒本人のものですか？ (保護者名義の口座などは使用できません。)	<input type="checkbox"/>
		口座は、通常貯金、普通預金、総合口座のいずれかですか？ (貯蓄口座や積立口座には送金できません。)	<input type="checkbox"/>
		口座は、最近も使用していますか？ (2年以上使用していない場合は、凍結され使用できない可能性があります。)	<input type="checkbox"/>

★通帳のコピーについては、裏面を参照してください。

